

高松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	420,808 人	163,906,744 千円	3,758,626 千円	29,627,625 千円	18.1%	19.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

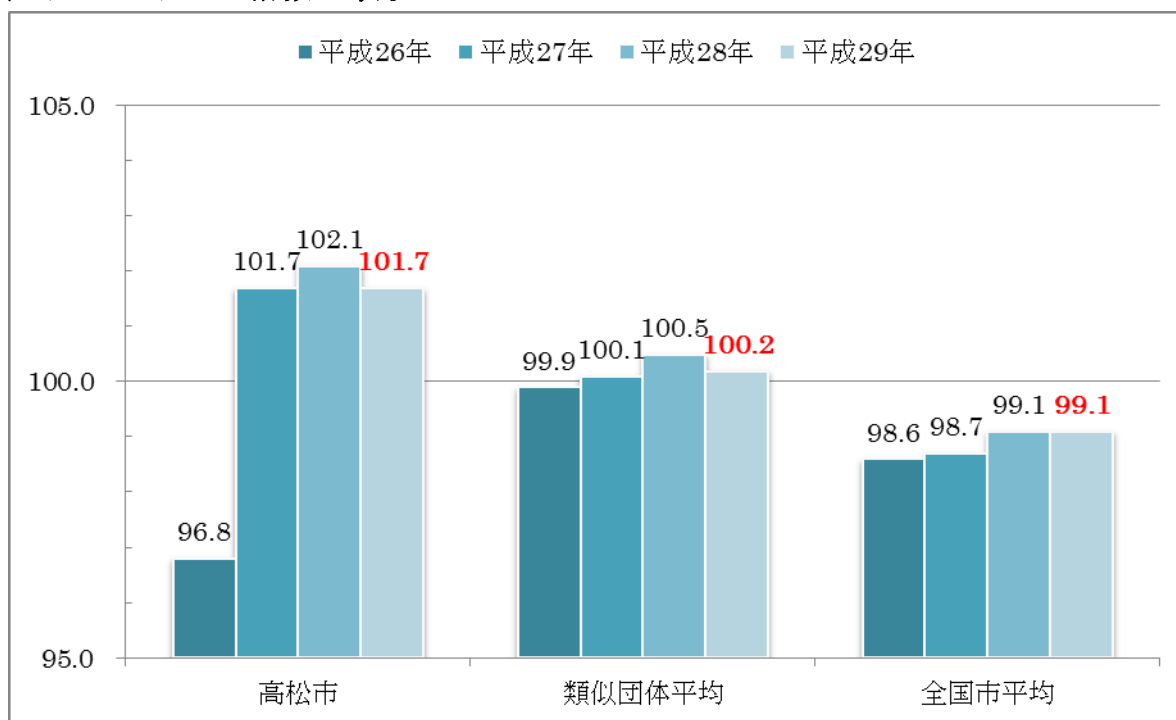
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	2,854 人	11,006,673 千円	2,950,153 千円	4,509,636 千円	18,466,462 千円	6,339 千円	6,520 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- ①独自の給与カットが平成26年12月で終了したためラスパイレス指数が上昇した。
- ③給与構造改革による現給保障の継続などにより、中高年齢層職員の給料が高いため

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げ改定を行わない。激変緩和のため、平成30年3月31日までの間、経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、高松市においても6%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定後は平成27年4月に遡及し5%を支給、平成28年4月1日時点は6%を支給。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	3%	4%	5%	6%	6%
高松市の支給割合	3%	4%	5%	6%	6%

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
高松市	42.3 歳	323,200 円	412,096 円	369,238 円
香川県	43.9 歳	330,485 円	408,546 円	362,180 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
中核市	41.8 歳	319,632 円	404,999 円	365,205 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似 職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
高松市	49.3 歳	369 人	356,100	416,098	390,690	—	—	—	—
うち清掃職員	51.7 歳	126 人	371,200	452,348	409,637	廃棄物 処理業 従業員	45.7 歳	293,000 円	1.54
うち学校給食員	47.3 歳	131 人	349,400	394,082	382,872	調理士	42.2 歳	238,900 円	1.65
うち守衛	42.1 歳	4 人	350,100	452,900	395,250	守衛	54.2 歳	256,500 円	1.77
うち用務員	54.5 歳	29 人	378,000	416,187	408,721	用務員	55.1 歳	207,300 円	2.01
うち自動車運転手	54.5 歳	11 人	375,700	452,999	414,554	自家用 乗用自 動車運 転者	50.0 歳	307,400 円	1.47
うち その他 技能労務職	46.4 歳	68 人	328,800	383,041	358,859	—	—	—	—
香川県	53.1 歳	24 人	322,474 円	362,671 円	340,485 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	— 円	328,360 円	—	—	—	—
中核市	49.1 歳	250 人	330,593 円	387,927 円	363,718 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高松市	6,789,876 円	— 円	—
うち清掃職員	7,317,276 円	4,023,000 円	1.82
うち学校給食員	6,444,684 円	3,304,100 円	1.95
うち守衛	7,160,100 円	3,700,700 円	1.93
うち用務員	6,899,944 円	2,818,600 円	2.45
うち自動車運転手	7,440,588 円	4,187,900 円	1.78
うち その他 技能労務職	6,287,092 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成26～28年の3ヵ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である

③ 高等（特別支援、各種、専修）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	45.0 歳	387,845 円	430,789 円
香川県	45.6 歳	386,716 円	440,289 円
中核市	46.4 歳	389,460 円	457,528 円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高松市	38.5 歳	306,823 円	343,641 円
香川県	43.7 歳	364,734 円	409,582 円
中核市	39.6 歳	313,306 円	366,995 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区 分		高 松 市	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	184,800 円	178,200円
	高校卒	146,100 円	150,500 円	146,100円
技能労務職	高校卒	150,925 円	139,400 円	—
	中学卒	— 円	131,700 円	—
高等学校教育職	大学卒	206,400 円	206,400 円	—
	高校卒	161,400 円	161,400 円	—
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	178,200 円	206,400 円	—
	高校卒	146,100 円	161,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(29年4月1日現在)

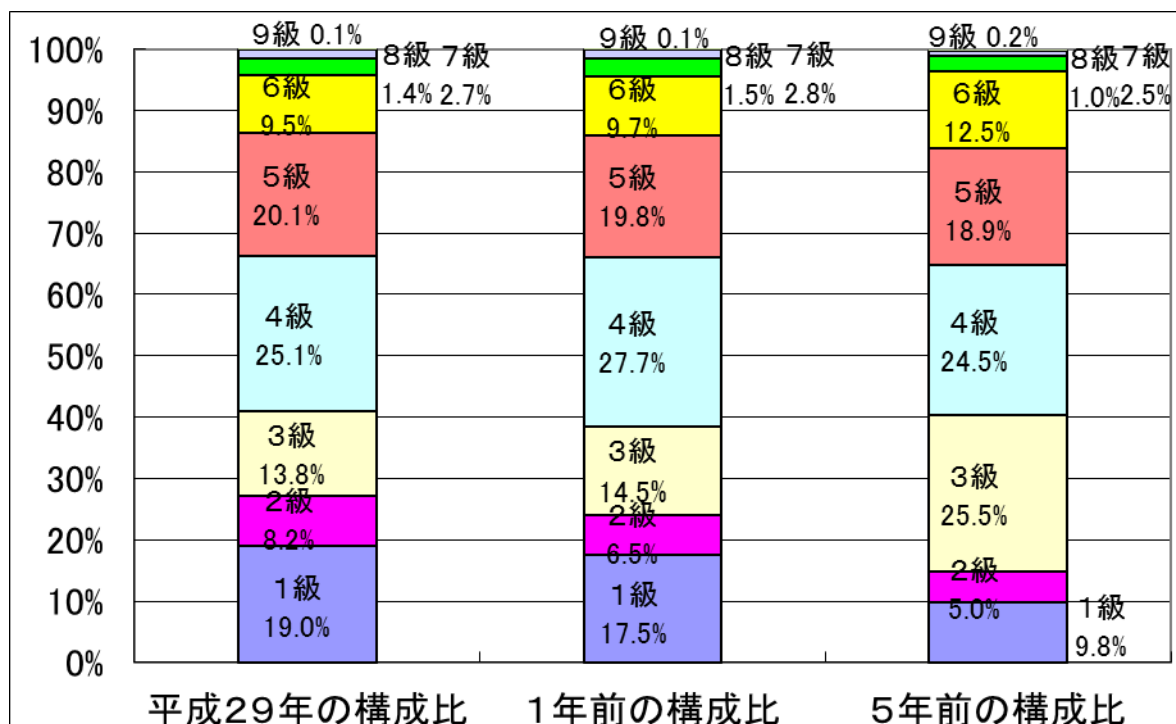
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	271,710 円	364,455 円	386,303 円	404,031 円
	高校卒	207,800 円	317,033 円	367,950 円	385,300 円
技能労務職	高校卒	209,750 円	299,100 円	354,315 円	354,600 円
	中学卒	—	306,600 円	354,315 円	366,500 円
高等学校教育職	大学卒	—	409,240 円	417,687 円	—
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	—	360,033 円	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	251人	19.0%	141,600円	246,600円
2級	主事、技師	108人	8.2%	191,700円	303,400円
3級	主任主事、主任技師	182人	13.8%	227,900円	349,200円
4級	係長、主任主事、主任技師	331人	25.1%	261,100円	392,700円
5級	課長補佐、副主幹	265人	20.1%	287,100円	399,200円
6級	課長、課長補佐	125人	9.5%	317,700円	410,400円
7級	局次長、課長	36人	2.7%	361,800円	449,300円
8級	局長、局次長	19人	1.4%	407,300円	476,800円
9級	局長	1人	0.1%	457,600円	526,700円

- (注) 1 高松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（高松市）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区 分	昇給実績がある 区分	昇給可能な区 分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 松 市	香 川 県	国
1人当たりの平均支給額(28年度) 1,592 千円	1人当たりの平均支給額(28年度) 1706千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 (1.45)月分 (0.8)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.7月分 (1.45)月分 (0.8)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（高松市）

平成 29 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成 績率	支給実績がある 成績率	支給可能な成 績率	支給実績がある 成績率
上位、標準、下位の成績 率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○	○	○	○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

高 松 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	27.405月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額		2,607千円	22,066千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		732,499千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		250,512円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市（下記を除く）	6%	3,003人	6%
< 医師・歯科医師 >	16%	2人	16%
東京都（特別区）	20%	3人	20%
東松島市	0%	1人	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		101.7 (101.7)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		192,724千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		106,184円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		62.0%		
手当の種類（手当数）		31		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度 決算)	左記職員に対する 支給単価
税務事務職員 手当	税務職	(1) 税務部長の職にある者又は納税課、市民税課若しくは資産税課に勤務する職員で市税の賦課徴収等に関する事務に従事したもの	15,363千円	1日につき500円
		(2) 前号に定める職員で市税の滞納処分に従事したもの又は納税課に勤務する職員(国保・高齢者医療課、介護保険課及びこども園運営課に兼務を命ぜられた者に限る。)で国税又は地方税の滞納処分の例により処分できる歳入の滞納処分に従事したもの	326千円	差押調書 1件につき200円
			2千円	差押物件引揚 1件につき300円
自動車乗務職員	技能労務職	(1) 財産経営課、こども園運営課、環	2,365千円	月額4,400円

手当	一般行政職 (2)のみ	境指導課、環境業務課、西部クリーンセンター、学校又は中央図書館に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	2,296千円	月額4,400円
		(2) 地域振興課、長寿福祉課、環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員(特に市長が指定した職員に限る。)で、前号に定める職員に代わって自動車の運転に従事するもの	30千円	1日につき340円
		(3) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で大型・小型特殊自動車のうち、特に市長が指定する特殊自動車を1日につき4時間以上運転したもの	46千円	1日につき340円
		(4) 前号に定める特殊自動車を1日につき4時間以上同乗して作業に従事した職員		
用地交渉等手当	一般行政職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	162千円	1日につき650円
夜間業務手当	一般行政職 技能労務職	次のア又はイに掲げる職員(正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)である場合に限る。)で、当該深夜においてそれぞれア又はイに掲げる業務に従事したもの	269千円	1勤務につき780円(その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間未満の場合は410円)
		ア 財産経営課に勤務する職員 守衛の業務	1,789千円	1勤務につき1,100円(その勤務に含まれる深夜における勤務時間が2時間以上5時間以下の場合は730円、2時間未満の場合は410円)
交替制勤務手当	看護保健職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0円	1回につき1,140円
公害防止等業務手当	一般行政職	環境指導課に勤務する職員で、現に使用されているし尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査に従事したもの又は直接騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の規制若しくは調査指導に従事したもの	101千円	1日につき270円
福祉事務従事職員手当	一般行政職 看護保健職	(1) 社会福祉主事(同心得を含む。)、身体障害者福祉司(同心得を含む。)若しくは知的障害者福祉司(同心得を含む。)の職にある者で直接社会福祉、身体障害者福祉若しくは知的障害者福祉の業務に従事するもの又は障がい福祉課に勤務する保健師で直接精神障害者福祉の業務に従事するもの	19,393千円	月額8,500円

		(2) 行旅死病人の収容又は保護に従事する職員で、直接行旅死病人の収容又は保護の業務に従事したもの	0円	行旅死亡人1体につき5,400円 行旅病人1件につき1,800円
保育・幼児教育従事手当	福祉職	保育所、こども園又は幼稚園に勤務する保育教育士等で、保育又は幼児教育の業務に従事するもの	36,708千円	1日につき400円
斎場業務手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、直接火葬業務に従事したもの	4,697千円	1日につき2,500円
		(2) 市民やすらぎ課の斎場に勤務する職員で、火葬補助業務に従事したもの	112千円	1日につき250円
じんかい処理手当	一般行政職 技能労務職	(1) 市民やすらぎ課又は住宅課に勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの	0円	1日につき960円
		(2) 環境指導課、環境業務課又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの収集又は処分に従事したもの(自動車の運転に従事した者を含む。)	31,123千円	1日につき1,260円
		(3) 南部クリーンセンター又は西部クリーンセンターに勤務する職員で、直接じんかいの焼却、破碎又は選別の作業に従事したもの	7,917千円	1日につき960円
汚物処理手当	一般行政職 技能労務職	衛生センターに勤務する職員で直接汚物処理に従事したもの	2,506千円	1日につき1,060円
精神保健業務手当	看護保健職	(1) 保健所に勤務する職員で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの	0円	1日につき290円
		(2) 保健所に勤務する保健師又は精神保健福祉相談員で、精神障害者の社会復帰に関する相談又は指導の業務に従事したもの	222千円	1日につき290円
結核患者訪問手当	看護保健職	保健所に勤務する保健師で、結核患者の訪問指導の業務に従事したもの	17千円	1日につき230円
狂犬病予防等作業手当	医療技術職 技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員で、犬、猫等の捕獲、引取り、収容又は処分の作業に従事したもの	613千円	1日につき910円
		(2) 保健所に勤務する職員で、前号の作業以外の狂犬病予防等に係る作業に従事したもの	16千円	1日につき250円
と畜検査業務手当	医療技術職	保健所に勤務すると畜検査員で、獣畜のとさつ又は解体の検査業務に従事するもの	207千円	1日につき350円
市場職員手当	一般行政職	市場に勤務する職員で売買取引の管理業務に従事したもの	137千円	1日につき800円
		ア 正規の勤務時間による勤務として午前5時から従事した職員 イ 正規の勤務時間による勤務として午前6時から従事した職員	104千円	1日につき600円
高所・深所作業手当	一般行政職 技能労務職	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は地下若しくは水面下4メートル以上の深所で行う土木工事作業若しくはその監督又は検査の業務に従事した職員	0円	1日につき300円
道路上作業手当	一般行政職 技能労務職	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業に従事した職員	0円	1日につき300円
建築主事手当	一般行政職	建築主事の職にある者で建築物の確認等の業務に従事したもの	131千円	1日につき250円

災害応急作業等手当	全職種	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員	94 千円	1 日につき 480 円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額)
		(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所では応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員	109 千円	1 日につき 730 円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額)
消防業務手当	消防職	消防業務に従事する消防吏員(救急業務手当の項及び救助業務手当の項に定める者を除く。)	5,572 千円	月額 1,700 円
消防自動車乗務職員手当	消防職	(1) 車両総重量が 8,000 キログラム以上の消防用自動車の運転に従事した消防吏員	706 千円	1 勤務につき 240 円
		(2) 車両総重量が 8,000 キログラム未満の消防ポンプ自動車の運転に従事した消防吏員	809 千円	1 勤務につき 210 円
		(3) 車両総重量が 8,000 キログラム未満の消防用自動車(消防ポンプ自動車を除く。)の運転に従事した消防吏員	2,523 千円	1 勤務につき 190 円
夜間特殊業務手当	消防職	交替制勤務者で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した消防吏員		
		ア 深夜勤務が 5 時間以下のもの イ 深夜勤務が 2 時間未満のもの	27,107 千円 2,971 千円	1 回につき 730 円 1 回につき 410 円
救急業務手当	消防職	(1) 救急救命士の資格を有する消防吏員で、救急救命処置の業務に従事するもの	4,641 千円	月額 7,000 円
		(2) 救急業務に従事する消防吏員(前号に定める者を除く。)	3,682 千円	月額 3,400 円
救助業務手当	消防職	救助業務に従事する消防吏員	2,093 千円	月額 3,400 円
年末年始等勤務手当	全職種	(1) 年始(1 月 1 日から同月 3 日までをいう。以下同じ。)又は年末(12 月 29 日から同月 31 日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事した職員(消防吏員を除く。)	954 千円	1 日につき 5,300 円 (4 時間以下の場合 2,650 円)
		ただし、環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事した職員(自動車の運転に従事した者を含む。)、環境業務課、南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破碎若しくは選別の作業に従事した職員又は衛生センターに勤務し、直接汚物処理に従事した職員	1,629 千円	1 日につき 8,400 円 (4 時間以下の場合 4,200 円)
		(2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員	0 円	1 夜又は 1 日につき 5,300 円(半夜又は半日(4 時間以下)の場合は

		ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員	0 円	2,650 円) 1 夜又は 1 日につき 8,400 円 (半夜又は半日 (4 時間以下) の場合は 4,200 円)
		(3) 年始又は年末に平常勤務の態様で勤務に従事した消防吏員	2,485 千円	1 日につき 1,700 円
		(4) 年始後の 3 日間に平常勤務の態様で勤務に従事した職員で、環境指導課、環境業務課若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの収集若しくは処分に従事したもの (自動車の運転に従事した者を含む。) 又は環境業務課、南部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務し、直接じんかいの焼却、破砕若しくは選別の作業に従事したもの	1,268 千円	1 日につき 3,300 円 (4 時間以下の場合 は 1,650 円)
有害物等取扱手当	医療技術職 技能労務職	(1) 保健所に勤務する職員 (医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る。) で、エックス線その他放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務 (MRI 検査を除く。) に従事したもの	0 円	1 日につき 160 円
		(2) 保健所に勤務する職員で、病原微生物検査に従事したもの (同一の日に次号の規定の適用を受けない者に限る。)	131 千円	1 日につき 290 円
		(3) 保健所に勤務する職員で、有害物 (労働安全衛生規則 (昭和 47 年労働省令第 32 号) 第 13 条第 1 項第 2 号ヲに定める有害物をいう。以下この号において同じ。) を使用する検査、試験等に従事したもの又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所において立入検査に従事したもの	101 千円	1 日につき 290 円
		(4) 保健所に勤務する職員で、直接薬剤散布に従事したもの	80 千円	1 日につき 450 円
保健衛生業務手当	医療技術職	直接保健指導その他保健師の業務に従事した職員	2,349 千円	1 日につき 150 円
感染症治療等業務 手当	医療技術職	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 6 条第 2 項から第 5 項までに規定する感染症その他これらに準ずる感染症として市長が定める感染症 (以下この号において「感染症」という。) に関して直接調査し、又は感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護若しくは移送若しくは当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員	4 千円	1 日につき 290 円
		(2) 家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病のうち人畜共通の伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又	0 円	1 日につき 290 円

		は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員 (3) 前2号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事した職員	0円	1日につき 400円
教員特殊業務手当	主幹教諭、養護教諭等で給料表の1級、2級又は特2級のもの	(1) 非常災害時の緊急業務 ア 非常災害時における児童等の保護又は緊急の防災・復旧業務 イ 児童等の負傷、疾病等に伴う救急業務 ウ 児童等に対する緊急補導業務 (2) 児童等引率指導業務（泊あり） (3) 週休日等に行う対外運動競技等の児童等引率指導業務 (3) 週休日等の部活動指導業務 (4) 週休日等の入学試験監督等業務	0円 0円 0円 433千円 1,083千円 387千円 2,241千円 2,156千円 54千円	1日につき8,000円 1日につき7,500円 1日につき3,750円 1日につき4,250円 1日につき4,250円 2時間以上 1日につき1,900円 4時間以上 1日につき3,000円 6時間以上 1日につき3,600円 1日につき1,800円 (半日程度900円)
教育業務連絡指導手当	教務主任、学年主任、生徒指導主事等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	410千円	1日につき200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	1,143,200千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度）	371千円
支給実績（平成27年度決算）	1,156,851千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度）	380千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、市長の定めるものに支給 ・属する職務の級及び区分に応じ定める額（定額）40,000～103,700円	異	国：31,700円～ 146,400円	274,320千円	610,960円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者がいない場合1人目 11,000円	同	—	313,271千円	217,549円

	※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員又は世帯主である職員に支給 【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超55,000円以下 (家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ・家賃55,000円超 27,000円	同	—	173,895千円	252,022円
通勤手当	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【公共交通機関等の利用者】 ・原則として、6か月定期券相当額(上限額なし) 【自動車等の使用者】 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 支給額：2,700円～30,700円	異 異	国：上限額55,000円 国：2,000円～ 24,500円	226,108千円	78,265円
初任給調整手当	医員の職等にある職員に、採用の日から一定期間支給 ・職員の区分及び採用日以後の期間の区分に応じ307,800円以内	同	—	7,255千円	906,978円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務1回につき6,400円 ほか	異	国：一般の宿日直勤務 1回につき4,200円	16千円	2,100円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 6,000円～12,000円(勤務6時間超 9,000円～18,000) (2)平日深夜に勤務した場合に支給 勤務1回につき 3,000円～6,000円	異 異	国：6,000円～ 18,000円(勤務6時間 超 9,000～ 27,000円) 国：3,000円 ～6,000円	15,628千円	75,498円
義務教育等 教員特別手当	高等学校に勤務する教育職員等に支給 ・職員の区分に応じ職務の級、号級に対応する額			6,153千円	64,094円

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,110,000円	(参考) 中核市における最高/最低額
	副 市 長	897,000円	1,180,000円 / 722,400円 960,000円 / 717,600円
報 酬	議 長	727,000円	827,000円 / 625,000円
	副 議 長	647,000円	748,000円 / 555,000円
	議 員	608,000円	710,000円 / 510,000円
期 末 手 当	市 副 市 長	(28年度支給割合) 3.15月分	
	議 副 議 長	(28年度支給割合) 3.15月分	
退 職 手 当	市 副 市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	備 考	111万円×勤続年数×500/100 89.7万円×勤続年数×400/100	22,200,000円 14,352,000円 任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

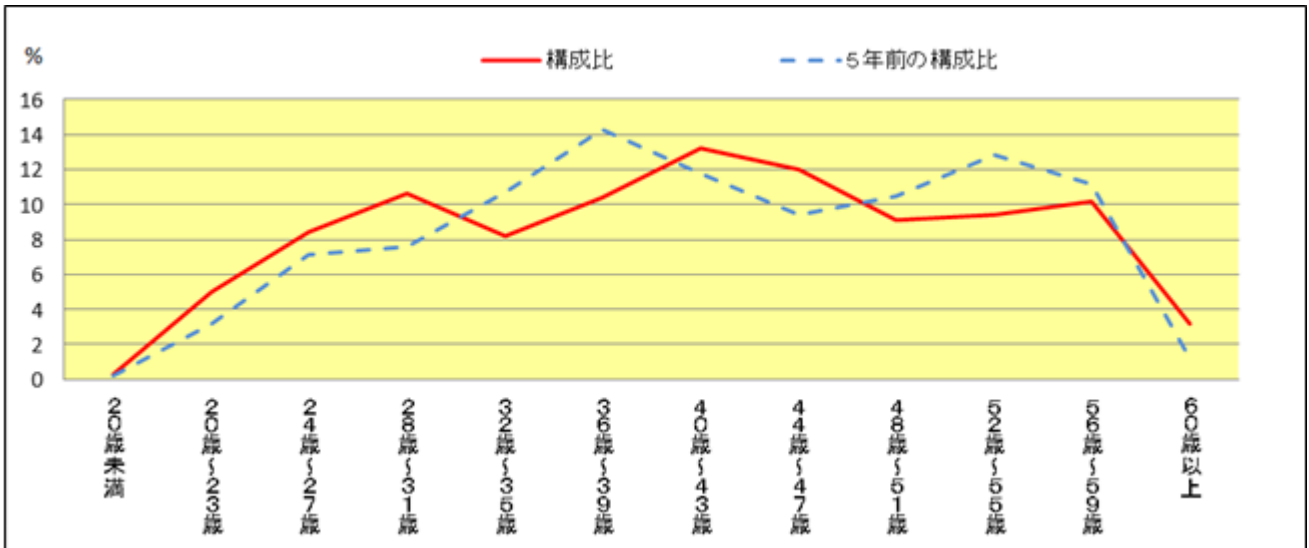
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	21	20	1	事務の統廃合縮小(▲14) 派遣(▲5) 業務増(55)
	議 会 総 務	446	424	22	
	税 務	132	128	4	
	民 生	695	670	25	
	衛 生	365	366	▲1	
	農 林 水 産	1	1		
	農 林 水 産	65	61	4	
	商 工	35	31	4	
	土 木	218	214	4	
	計	1,978	1,915	63	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.08人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 44.47人
	教育部門	463	468	▲5	事務の統廃合縮小(▲3) 嘱託化(▲6) 業務増(3)
	消防部門	472	471	1	
	小 計	2,913	2,854	59	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.86人 (中核市平均の人口1万人当たりの職員数) 61.86人
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	425	426	▲1	事務の統廃合縮小(▲1) 業務増(9)
	水 道	177	193	▲16	
	交 通	95	73	22	
	下 水 道	157	155	2	
	其 他	854	847	7	
	小 計	854	847	7	
合 計		3,767	3,701	66	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.76人
		[4,052]	[4,052]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	13	187	316	399	310	390	499	452	343	354	384	120	3,767

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		1,829	1,828	1,835	1,880	1,915	1,978	149 (8.1%)
教育		526	505	498	464	468	463	▲63 (▲12.0%)
消防		471	470	471	471	471	472	1 (0.2%)
普通会計計		2,826	2,803	2,804	2,815	2,854	2,913	87 (3.1%)
公営企業等会計計		869	864	876	852	847	854	▲15 (▲1.7%)
総合計		3,695	3,667	3,680	3,667	3,701	3,767	72 (1.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
28年度	千円 7,558,132	千円 971,021	千円 973,413	% 12.9	% 13.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 155,581千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 171	千円 676,729	千円 149,159	千円 303,106	千円 1,128,994	千円 6,602	千円 6,166

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.11 歳	353,578 円	542,190 円
団体平均	44.4歳	343,701 円	513,093 円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（水道事業）	高松市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額（28年度） 1,650千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,592千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% 期末手当は事業の経営状況を考慮して 職制上の段階による加算措置がある。 ・職名による加算 6～24%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

高松市（水道事業）			高松市（一般行政職等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	27.405月分	勤続20年	20.445月分	27.405月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分

勤続35年	41.325月分	49.59	月分	勤続35年	41.325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分	最高限度額	49.59	月分	49.59
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)			
(退職時特別昇給	—			(退職時特別昇給	—			
1人当たり平均支給額	—	千円	23,052千円	1人当たり平均支給額	2,607千円		22,066千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		43,398千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		253,787円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
高松市	6%	170人	6%
東京都 (特別区)	20%	1人	20%

エ 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		252千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		10,500円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		14.0%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	緊急用務処理のため招集に応じ、その業務に従事した職員	漏水修繕、浄水作業等	252千円	1回当たり3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	34,463 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	227 千円
支給実績 (27年度決算)	36,716 千円
職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	260 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	13,403千円	705,411円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	22,215千円	133,021円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	11,559千円	69,214円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	13,958千円	81,626円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	3,821千円	22,344円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	744千円	744,000円
管理職員特別	一般行政職の制度と同じ	同	同	480千円	25,263円

勤務手当					
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	同	4,868千円	173,857円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
28年度	千円 11,421,398	千円 △ 342,231	千円 452,763	% 4.0	% 4.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 186,861千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 95	千円 380,391	千円 89,318	千円 169,915	千円 639,624	千円 6,733	千円 6,130

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	43.0歳	361,096円	560,526円
団体平均	43.3歳	340,980円	510,993円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（下水道事業）	高松市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額（28年度） 1,789千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,592千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% 期末手当は事業の経営状況を考慮して 職制上の段階による加算措置がある。 ・職名による加算 6～24%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

高松市（水道事業）			高松市（一般行政職等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	27.405月分	勤続20年	20.445月分	27.405月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）	
（退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	— 千円		（退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	— 2,607千円 22,066千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		24,292千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		255,707円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
高松市	6%	95人	6%

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		135千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		6,429円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		22.1%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （28年度決算）	左記職員に対する支給 単価
非常招集手当	緊急用務処理のため招集に応じ、その業務に従事した職員	ポンプ場異常対応、降雨排水作業等	135千円	1回当たり3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	24,156千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	298千円
支給実績（27年度決算）	22,424千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	273千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （28年度決算）
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	10,588千円	705,840円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	13,891千円	152,648円

住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	5,376千円	59,077円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	8,224千円	86,567円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,362千円	24,859円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	－千円	－千円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	295千円	19,667円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同	同	－千円	－円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度の総費用に占める職員給与費比率
28年度	千円 9,653,774	千円 △3,323,550	千円 3,314,481	% 34.4	% 47.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 426	千円 1,761,463	千円 812,690	千円 740,328	千円 3,314,481	千円 7,781	千円 6,848

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

給料の削減：平成25年1月1日から平成26年12月31日までの間（後述の期間を除く。）、給料の月額を職務の級に応じて1%～5%減額
平成25年7月から平成26年6月までの間、給料の月額を職務の級に応じて2.75%から8.75%減額（医師・歯科医師は1～5%減額）
管理職手当の削減：平成23年度から平成26年度までの間、職層ごとの定額から一律5%減額
平成28年1月1日から平成29年12月31日までの間、職層ごとの定額から一律10%減額

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
病 院 事 業	42.7 歳	344,304 円	609,055 円
団 体 平 均	40.4 歳	325,098 円	566,499 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高松市（病院事業）	高松市（一般行政職等）
1人当たり平均支給額（28年度） 1,714千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,592千円
（28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 （ 1.45）月分 （ 0.75）月分	（28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.7月分 （ 1.45）月分 （ 0.8）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

高松市（病院事業）	高松市（一般行政職等）
（支給率） 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） （退職時特別昇給 — ） 1人当たり平均支給額 2,356千円	（支給率） 自己都合 勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.70月分 最高限度額 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） （退職時特別昇給 — ） 1人当たり平均支給額 2,607千円
勸奨・定年 27.405月分 34.5825月分 49.59月分 49.59月分 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） 22,837千円	勸奨・定年 27.025月分 36.57月分 52.44月分 52.44月分 定年前早期退職特例措置 （2～20%加算） 22,066千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	138,121千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	319,723円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
高松市（下記を除く）	6%	383人	6%
<医師・歯科医師>	16%	48人	16%

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）	134,546千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	311,449円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）	85.0%			
手当の種類（手当数）	16			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（28年度決算）	左記職員に対する支給単価
自動車乗務職員手当	技能労務職	市民病院塩江分院に勤務する職員で、自動車の運転に従事するもの	0千円	月額4,400円
用地交渉等手当	一般企業職	土地の取得等又はこれに係る損失の補償のために行う交渉業務に従事した職員	0千円	1日につき650円
交替制勤務手当	看護職	交替制勤務等に従事することにより、通常利用している交通機関を利用できない職員	0千円	1回につき1,140円

診療指導手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で医療技術の指導に従事するもの	26,287千円	月額250,000円 までの範囲内で 管理者が定める 額
研究手当	医師又は歯科医師	病院に勤務する医師又は歯科医師で次に掲げるもの (1) 市民病院長 (2) 市民病院副院長、市民病院塩江分院院長又は市民病院附属香川診療所長 (3) 市民病院院長補佐 (4) 市民病院塩江分院副院長又は市民病院医療局長 (5) 総括部長 (6) 市民病院塩江分院医療局長又は診療部長 (7) 医長 (8) 副医長 (9) 医員	27,190千円	月額100,000円 月額80,000円 月額75,000円 月額70,000円 月額65,000円 月額60,000円 月額50,000円 月額40,000円 月額30,000円
病院業務従事手当	全職種	(1) 病院に勤務する栄養士、調理職員又は精神病棟、感染症病棟若しくは感染症病室に勤務する用務職員	166千円	1日につき150円（第3号の適用を受ける場合を除く。）
		(2) 病院に勤務する職員（前号に該当する職員及び条例第4条の規定の適用を受ける職員を除く。）で、医療業務に従事したもの		1日につき130円（次号の適用を受ける場合を除く。）
		(3) 前2号のいずれかに該当する者で、精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事したもの		1日につき290円
有害物等取扱手当		(1) 病院に勤務する職員で、病原体の研究、検査及び検体採取業務並びに有害物（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第13条第1項第2号ヲに定める有害物をいう。）を使用する検査、調剤等の業務並びに有毒薬物の調剤及び投与の業務に従事したもの	1,992千円	1日につき160円
		(2) 病院に勤務する職員（医師若しくは診療放射線技師又はこれらの職員を補助する者に限る。）で、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務又はこれに準じる業務（MRI検査を除く。）に従事したもの		1日につき160円
精神病治療業務手当		病院に勤務する職員で、重大な精神障害がある者に接して治療業務に従事したもの又は直接、重大な精神障害がある者に接する業務に従事したもの	874千円	1日につき150円
死体取扱手当		病院に勤務する看護師又は臨床検査技師で、死体の解剖補助作業に従事したもの	0千円	1体につき400円
感染症治療等業務手当		(1) 病院に勤務する職員で、感染症病棟又は感染症病室の汚染区域において、直接、患者	30千円	

		<p>に接する業務又は当該感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したもの</p> <p>ア 条例第4条の規定の適用を受ける職員</p> <p>イ その他の職員</p> <p>(2) 前号に定める処理作業のうち消毒の作業に従事したもの</p>		<p>1日につき150円</p> <p>1日につき290円</p> <p>1日につき400円</p>
診療手当		<p>(1) 市民病院の産科に勤務する医師又は助産師で、分べんの業務に従事したもの(助産師にあつては正規の勤務時間(就業規則第31条又は第32条の規定の適用がある場合を除く。)以外(以下「正規の勤務時間以外」という。)に従事した場合に限る。)</p> <p>ア 医師</p> <p>イ 助産師</p> <p>(2) 病院に勤務する医師(管理職手当の支給を受けている者に限る。)で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において1時間以上の診療業務に従事したもの及び正規の勤務時間以外に市民病院附属香川診療所において1時間以上の診療業務に従事したもの</p> <p>ア 診療業務に従事した時間(以下「診療時間」という。)が1時間以上2時間未満である場合</p> <p>イ 診療時間が2時間以上4時間未満である場合</p> <p>ウ 診療時間が4時間以上6時間未満である場合</p>	11,959千円	<p>1件につき10,000円</p> <p>1件につき5,000円</p> <p>1回につき6,000円</p> <p>1回につき12,000円</p> <p>(日直勤務(その従事時間が高松市立病院宿日直規程(平成23年高松市病院局管理規程第18号。以下「宿日直規程」という。)第3条第1項第2号に規定する従事時間であるものに限る。以下この項において同じ。)において診療時間が3時間45分を超えた場合は、22,000円)</p> <p>1回につき18,000円</p> <p>(日直勤務の場合には、28,000円)</p>

		<p>エ 診療時間が6時間以上である場合（オに該当する場合を除く。）</p> <p>オ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合</p> <p>(3) 病院に勤務する医師又は歯科医師（管理職手当の支給を受けている者を除く。）で、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間において診療業務に従事したもの</p> <p>ア 日直勤務において診療時間が3時間45分を超えた場合（ウに該当する場合を除く。）</p> <p>イ 宿直勤務において診療時間が10時間15分を超えた場合（ウに該当する場合を除く。）</p> <p>ウ 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた時間の全部において診療業務に従事した場合</p> <p>(4) 病院に勤務する医師で、救急患者（救急車による外来患者をいう。）の診療業務に従事したもの</p> <p>(5) 市民病院に勤務する医師で、正規の勤務時間以外に全身麻酔の業務に従事したもの</p> <p>(6) 病院に勤務する医師で、病院と公的医療機関等（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関又は地方公共団体その他管理者が認める団体をいう。以下同</p>	<p>1回につき 24,000円 （日直勤務の場合又は宿直勤務（その従事時間が宿日直規程第3条第1項第1号に規定する従事時間であるものに限る。以下この項において同じ。）において診療時間が10時間15分を超えた場合は、34,000円）</p> <p>1回につき 44,000円（宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、28,000円）</p> <p>1回につき 10,000円</p> <p>1回につき 10,000円</p> <p>1回につき 20,000円（宿直勤務を命ぜられた時間が5時間未満の場合は、10,000円）</p> <p>1件につき 3,000円 （当該診療業務が正規の勤務時間以外に開始された場合は、5,000円）</p> <p>1件につき 5,000円</p> <p>1日につき 10,000円 （3時間未満の場合は、6,000円）</p>
--	--	---	---

		じ。)との間においてあらかじめ締結した協定に基づき、正規の勤務時間中において当該公的医療機関等から依頼のあった診療の応援業務に従事したものの (7) 病院に勤務する医師で、病院相互間において行われる診療の応援業務に従事したものの		1日につき 5,000円 (臨時又は緊急の必要による応援業務に従事した場合は、 10,000円)
輪番業務従事手当	医師	病院に勤務する医師で、病院群輪番制による二次救急業務に従事したものの	1,025千円	1回につき 10,000円(4時間以下の場合 は、5,000円)
待機手当	医師 看護職 医療技術職	病院に勤務する医師(産科、婦人科及び麻酔科の医師に限る。)又はその他の職員(診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師、助産師及び市民病院の手術室又は6病棟に勤務する看護師に限る。)で、救急患者に対処するため、正規の勤務時間以外において自宅等での待機の態勢を命ぜられたもの ア 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで待機した職員(市民病院の6病棟に勤務する看護師を除く。以下この項アにおいて同じ。)又は週休日、休日若しくはこれに相当する日に午前8時30分から午後5時15分まで待機した職員 イ 午後7時15分から翌日の午前8時30分まで待機した職員(手術室に勤務する看護師でアの規定の適用を受けないものに限る。) ウ 午前零時45分から午前7時まで待機した職員(市民病院の6病棟に勤務する看護師又は助産師(アの規定の適用を受けない者に限る。)に限る。)	7,699千円	1回につき 3,000円 1回につき 2,600円 1回につき 1,200円
夜間看護等手当	看護職	(1) 病院に勤務する看護師又は管理者がこれに準ずると認める職員(いずれも正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から午前5時までの間をいう。以下同じ。)である場合に限る。)で、当該深夜において看護等の業務に従事したものの ア 当該正規の勤務時間が深夜の全部を含むものである場合 イ 当該正規の勤務時間が深夜の一部を含むもの	53,355千円	1回につき 6,200円 1回につき 3,300円

		<p>である場合</p> <p>(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上のとき</p> <p>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき</p> <p>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満のとき</p> <p>(2) 病院に勤務する職員(看護師及び前号の職員を除くものとし、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜である場合に限る。)で、当該深夜において看護補助の業務に従事したもの</p>		<p>1回につき 2,900円</p> <p>1回につき 2,000円</p> <p>1回につき 3,500円</p>
災害応急作業等手当	全職種	<p>(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において巡回監視の業務に従事した職員</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事した職員</p>	0千円	<p>1日につき 480円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)</p> <p>1日につき730円 (日没から日出までの間において従事した場合はその額にその100分の50に相当する額を加算した額)</p>
年末年始等勤務手当	全職種	<p>(1) 年始(1月1日から同月3日まで。以下同じ。)又は年末(12月29日から同月31日までをいう。以下同じ。)に平常勤務の態様で勤務に従事した職員 ただし、病院に勤務し、直接病棟用務に従事した用務職員又は直接調理業務に従事した調理職員</p> <p>(2) 年始又は年末に宿直勤務又は日直勤務に従事した職員</p> <p>ただし、前号ただし書に定める勤務場所において宿直勤務又は日直勤務に従事した職員</p>	3,969千円	<p>1日につき 5,300円(4時間以下の場合) 2,650円)</p> <p>1日につき 8,400円(4時間以下の場合) 4,200円)</p> <p>1夜又は1日につき5,300円(半夜又は半日(4時間以下)の場合) 2,650円)</p> <p>1夜又は1日につき8,400円(半夜又は半日(4時間以下)の場合) 4,200円)</p>

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	182,549千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度)	486千円

支給実績（平成27年度決算）	194,272 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度）	501 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	42,098千円	751,744 円
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	39,679千円	225,450 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	26,234千円	305,050 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	35,576千円	93,376 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	31,069千円	431,517 円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	720千円	360,000 円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	76千円	8,444 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ・勤務1時間につき、 1時間あたりの給与額×25/100	同じ	同じ	37,328千円	210,890 円
初任給調整手当	一般行政職の制度と同じ	同じ	同じ	121,134千円	2,817,075 円